

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（第3回）

議事次第

- 1 日時 平成24年12月21日（金）14：30～16：30
- 2 場所 文部科学省旧文部省庁舎6階 第2講堂
- 3 議題 大学設置認可の在り方の見直しについて
 - （1）大学の質の向上のためのトータルシステムについて
 - （2）設置認可の在り方について
 - （3）設置認可以外の質保証について
- 4 配付資料
 - 資料1 設置要項・名簿（第1回・第2回配付資料）
 - 資料2 主な論点（第2回配付資料）
 - 資料3 各論点についての前回までの主な意見
 - 資料4 大学の設置認可制度について（第1回・第2回配付資料）
 - 資料5 現行の審査基準における個別規定の例
 - 資料6 設置認可後の大学の質保証の仕組み
 - 資料7 私立学校法の一部を改正する法律の概要と文科省の対応
 - 資料8 2020年における就業者予測数の増減と高等教育修了者の割合との関係について

（机上資料）

○前回までの配付資料集

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会

平成24年11月20日
文部科学大臣決定

1. 趣旨

大学の設置認可の在り方について見直し、大学教育の質の向上を図るため、大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設ける。

2. 検討事項

検討会は、大学等の設置認可に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 審査基準の在り方
- (2) 審査体制の在り方
- (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 実施方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から検討会としての意見のとりまとめが終了するときまでとする。

5. その他

- ・ 検討会に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・ この決定に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会委員

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県
高等学校PTA連合会会長
- 今村 久美 特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事
- (座長) 浦野 光人 株式会社ニチレイ代表取締役会長、公益財団法人産業
教育振興中央会理事長
- 及川 良一 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 尾崎 正直 高知県知事
- 北山 禎介 株式会社三井住友銀行取締役会長、公益社団法人経済
同友会副代表幹事・教育問題委員会委員長
- 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・総長、大学設置・学校法
人審議会会長
- 佐野 慶子 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事
- 清家 篤 慶應義塾塾長、全私学連合代表
- 寺島 実郎 一般財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
- 濱田 純一 東京大学総長、一般社団法人国立大学協会会長
- 林 文子 横浜市長

主な論点

1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

2. 大学等の設置認可に関する論点

(1) 審査基準の在り方

(2) 審査体制の在り方

(3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 設置認可以外の質保証に関する論点

(1) 設置後の評価等を通じたの質保証

(2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

4. その他

各論点についての前回までの主な意見

1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

- ・大学の質を高めることは設置認可を含む全体システムの中で考える必要がある。
- ・設置認可の後も、毎年のアフターケア（設置計画履行状況等調査）、認証評価へという流れをきっちり作ることが重要。

2. 大学等の設置認可に関する論点

(1) 審査基準の在り方

① 基本的な考え方

- ・大学の設置には厳格な事前審査が必要。
- ・大学は人を育てるところであり、ある程度、設置段階での入口規制は必要。
- ・大学が潰れると学生や社会にとって大きなロスが生じる。できるだけそういうことが起きないように、教育内容だけでなく経営的にも担保が必要。
- ・設置基準は国公私を問わず共通に満たすべき基準であると同時に、私学の建学の精神が最大限生かされるよう大学の画一化を招かない視点を取り入れるべき。
- ・新しい個性的、チャレンジングな大学も認めていくべき。
- ・小さな大学で良い教育をしているところが潰れないように、バランスをとっていくことも考えるべき。
- ・多様な大学が全国にできることが好ましく、一律の規制をかけることは良くない。
- ・規制強化ではなく、審査の運用上でどこまでチェックできるかが重要。
- ・大学としての有り様の基本的なところはきちんと審査すると同時に、多様な学生を受け入れる多様なプログラムが成立するような審査であるべき。

②社会的ニーズへの対応の観点

- ・自治体や地域社会、企業との連携、貢献についての考え方を設置認可の視点の一つとしてはどうか。
- ・地域の住民、経済界、官公庁との連携で、大学が地域を支え、地域が大学を支えているところがある。
- ・日本の経済・産業・社会構造の変化を踏まえ、大学と社会のリンケージに対する解析・分析を、文科省で他省庁とも協力して行うべき。
- ・地域の課題に対応する人材育成・確保、地域貢献、社会人教育など大学への

- 期待は強い。大学が地域で果たす多様な役割を十分踏まえる必要がある。
- ・地域や分野による人材需要については、関係省庁や自治体との連携も重要。

③学生確保、経営の見通しの観点

- ・設置者負担主義を守れるよう財政状況のチェックが必要。
- ・学校法人の経営で一番重要なのは、安定性と継続性。
- ・寄附金の原資についてどこまで遡って見ることができるかも課題の一つ。
- ・発展シナリオだけでなく、学生募集がうまくいかなかった場合のリスクシナリオを考えておくことが重要。

④教員、校地等についての観点

- ・教員の資格審査は厳格に行うべき。
- ・学部の校地の基準が緩和されたが、できれば若く活発な学部学生の集う場所にふさわしいキャンパスが必要。

⑤管理運営、情報公開等についての観点

- ・大学のガバナンス、意思決定の在り方も視点に入れるべきではないか。
- ・教育情報、経営情報の公開に対する姿勢を認可の際にも求めるべき。
- ・不祥事を防ぎ、社会の信頼を得るために、財政・教育両面での情報公開が重要。
- ・設置認可申請中でいつ開学予定であるかといった情報も子どもたちにとって重要。
- ・監事機能の強化、理事制度の明確化などを行った平成16年の私立学校法改正の精神を徹底することが不可欠。
- ・財務情報の公開については、私学法で義務付けられている利害関係者への閲覧開示だけでなく、ホームページへの掲載などを積極的に進めるべき。

⑥基準の運用等

- ・現行の設置基準の運用を厳格化していくことが、すぐにできることではないか。
- ・財産目録などの申請書類の作り方について、分かりやすい、可視化されたルール作りが必要ではないか。
- ・審査に当たって、不明確な規定や抽象的な規定の運用を明確化すべきものがあるのではないか。
- ・大学設置基準の教授の資格についての規定など、数値基準として見えにくい教育の質確保の上で重要なものもある。そういったところも整理もすべき。

(2) 審査体制の在り方

- ・審査に地域社会の状況や大学に対する地域社会の期待をよく知る人材を加えるべき。

- ・ 大学教育の質を担保するためには、大学教育について深い見識を持っている専門家が中心に審査をする必要があり、その意味で現在の設置審の在り方は基本的には理にかなっている。
- ・ 地域社会の要望などを把握している人が審査に参画するとよい。
- ・ 委員の構成についても検討が必要ではないか。

(3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

- ・ 現在も、審査の過程で何重にもステップを踏んで改善を求めるなど、きちんとした大学として出発させられるようかなりの努力がなされている。
- ・ 大学を設置しようとする場合、予め地元の自治体と相互の連携について話し合いをすることが望ましい。
- ・ 審査の際、大学が設置される自治体からのヒアリングを行うべき。
- ・ 今よりも慎重に時間をかけて審査を行う方がよいのではないか。
- ・ 年次計画による整備も認められており、その整備計画も審査するので、開設までのスケジュールはそう窮屈ではない。
- ・ 審査期間中の委員の負担を考えれば、もう少し審査期間に余裕があるとよい。
- ・ 事前の相談も含め、長いスパンで学校側が順次準備を進めていることが見えるようにすべき。
- ・ 審査期間の短縮で、計画の枠組みを見る機能が弱くなっているのではないか。

3. 設置認可以外の質保証に関する論点

(1) 設置後の評価等を通じた質保証

- ・ 既存の大学の質の向上と定員の弾力化を積極的に考えることが重要。
- ・ 年次計画が完成するまでの間も毎年基準を満たしているかどうかのチェックを行い、最終的には7年目に認証評価を受けるという流れをきっちり作ることが重要。
- ・ 経営情報のディスクロズが必要。
- ・ 教育、経営についての情報公開が重要。
- ・ 急に閉校等にならないように、認証評価でももう少し厳格なチェックを。
- ・ 教育は多くの場合、計画通りにいかずトライ・アンド・エラーを繰り返す必要がある。評価基準も、当初の計画の履行だけにこだわるべきではない。
- ・ 認可後の財産処分についての歯止めが必要ではないか。

(2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

- ・ 既存の大学の閉鎖等の場合に学生の学びの機会を確保する仕組みを社会全体で構築しておく必要がある。

- ・経営が立ち行かなくなり大学が退出する場合、予め明示された基準に基づき段階的に進めるという、より透明性の高いルールにしていくべき。
- ・学生に迷惑がかからない形でソフトランディングできるよう、段階的な統廃合や退出の制度設計が必要。
- ・経営者は最悪の場合を想定して学生の学習機会の確保策などを考えておくべき。
- ・危うい傾向を早めに見取れるような、メルクマールになる経営指標の基準があるとよい。

4. その他

〈大学の在り方〉

- ・社会の土台は人間であり、日本の将来の発展は現在の教育の質と量にかかっている。
- ・少子高齢化で若者の数が減る時代には、一人一人の価値をどれだけ高めて行くかが日本社会にとって大きな課題。
- ・高等教育への公財政支出について国全体の方針の位置付けを。
- ・日本の文化的な力、知的な力から考えれば、もっと進学率が高くてもおかしくない。
- ・知識基盤社会に向けた質の高い高等教育人材の需要は今後も高まっていくと考えられる。
- ・A大学である分野、B大学で別の分野を学ぶというように、大学間で渡れるようなシステムづくりが必要。
- ・高等教育機関で学びたい人がいつでも学べるチャンスがあるという状況を目指すべき。
- ・淘汰よりも質の向上のための競争に転換すべき。
- ・規模の大きな大学がさらに大きくなるという現象が続いている。
- ・これまでなら大学を卒業しなくても就けていた職業に進むような子どもたちにも、都会と地方の格差なく、大学で学ぶ機会を提供できるようにすべき。
- ・経済的に厳しい状況の家庭の子どもにとって、大学が家の近くにあることも大切。
- ・学校法人制度は、民間が参入でき、学校の安定的な経営を確保する上で、世界に冠たる制度。
- ・大学以外にも、地域や産業のニーズを踏まえた人材育成を行っている各省庁大学校などの機関もあることを認識すべき。
- ・大学教育の価値はスキルを明確化したもの以上のものがあり、大学で学ぶことで、学習者が想定していなかった可能性が開ける場合もある。

〈社会人の受け入れ〉

- ・リーダーだけでなく、ごく普通の市民のレベルが世界の中で日本が一番だというようにしたい。そのためにはリカレント教育を含め高等教育が重要。

- ・ 社会人の入学者の割合が少ないことが日本の大学の問題の一つ。職場や社会でリカレント教育ができる余裕を作っていくことも課題。
- ・ 例えばNPO、NGOのマネジメントなど、社会のニーズに合った教育の機会を社会人に開放し、社会参画の場として大学を活かしていくことなどが考えられる。
- ・ 社会人が大学院に通いやすくなるよう会社や社会の理解が進まないと、社会人の受け入れはなかなか進まない。

〈初等中等教育との関係〉

- ・ 高等教育の質の向上の前に中等教育が果たすべき役割を果たしているか。大学入学後に補習教育が必要という状況はどうか。
- ・ 高校から大学に進学する子どもも就職する子どもも、確実に学べる場所を確保してもらいたい。
- ・ 学力については小・中・高等学校での積み上げも必要。
- ・ 大学教育の質の保証のためには、中等教育との接続、高校教育の質の保証が欠かせない。

大学の設置認可制度について

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【審査の基準】

教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。
- ・学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されていること。
- ・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数が定められていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。
- ・教育上主要と認める授業科目について専任の教授又は准教授に担当させていること。
- ・教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。**【施設・設備の整備状況】**

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。
（校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。）

【設置経費】

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費（※）を下回っていないこと。

【経常経費】

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費（※）を下回っていないこと。

【設置に必要な財源】

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

【管理運営】

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制（役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など）が整備されていること。

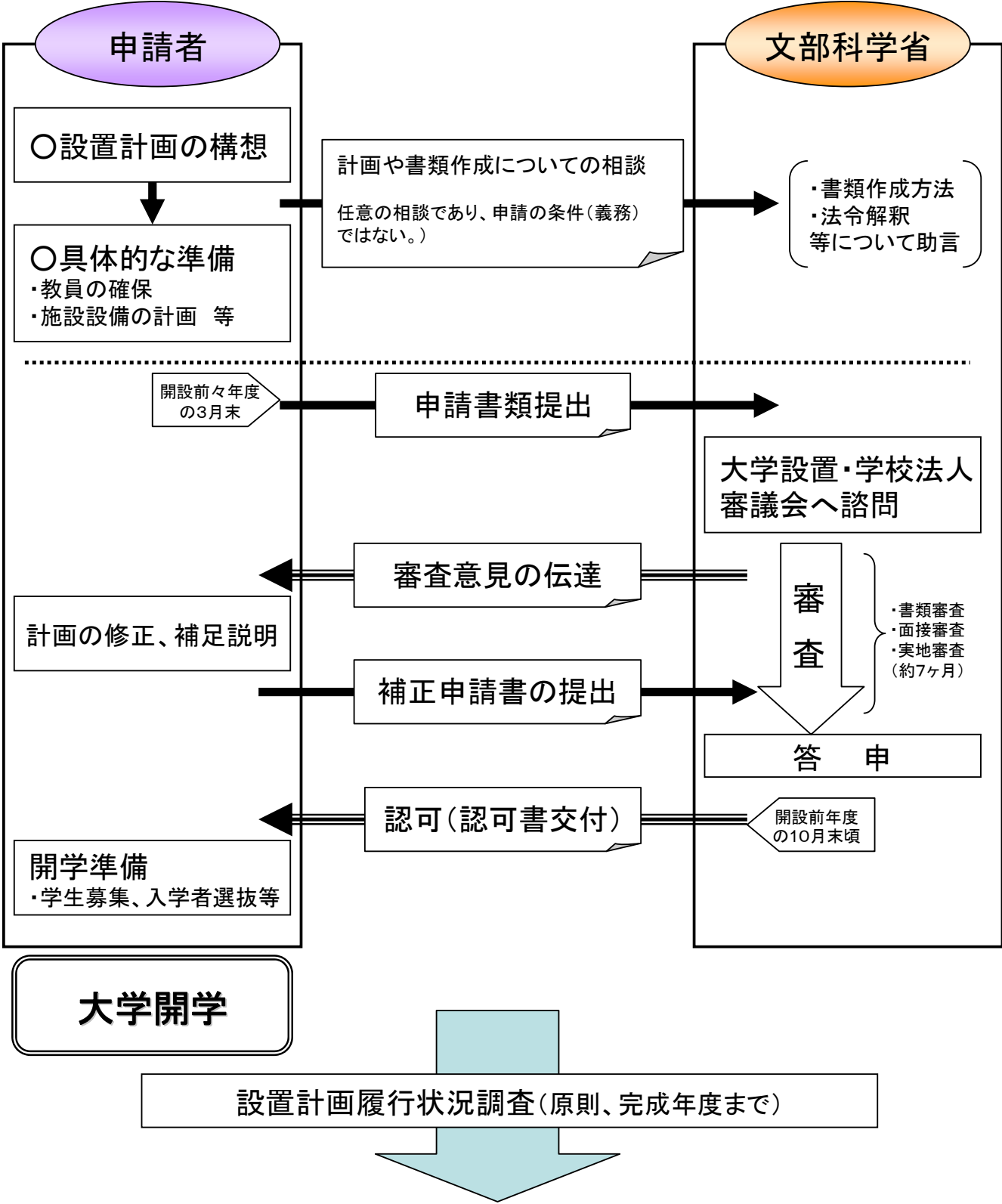
※ 設置基準上の最低基準をベースに算定した、大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

※ 教員組織、校舎等の施設及び設備については、文部科学省告示において、段階的な整備が認められている。

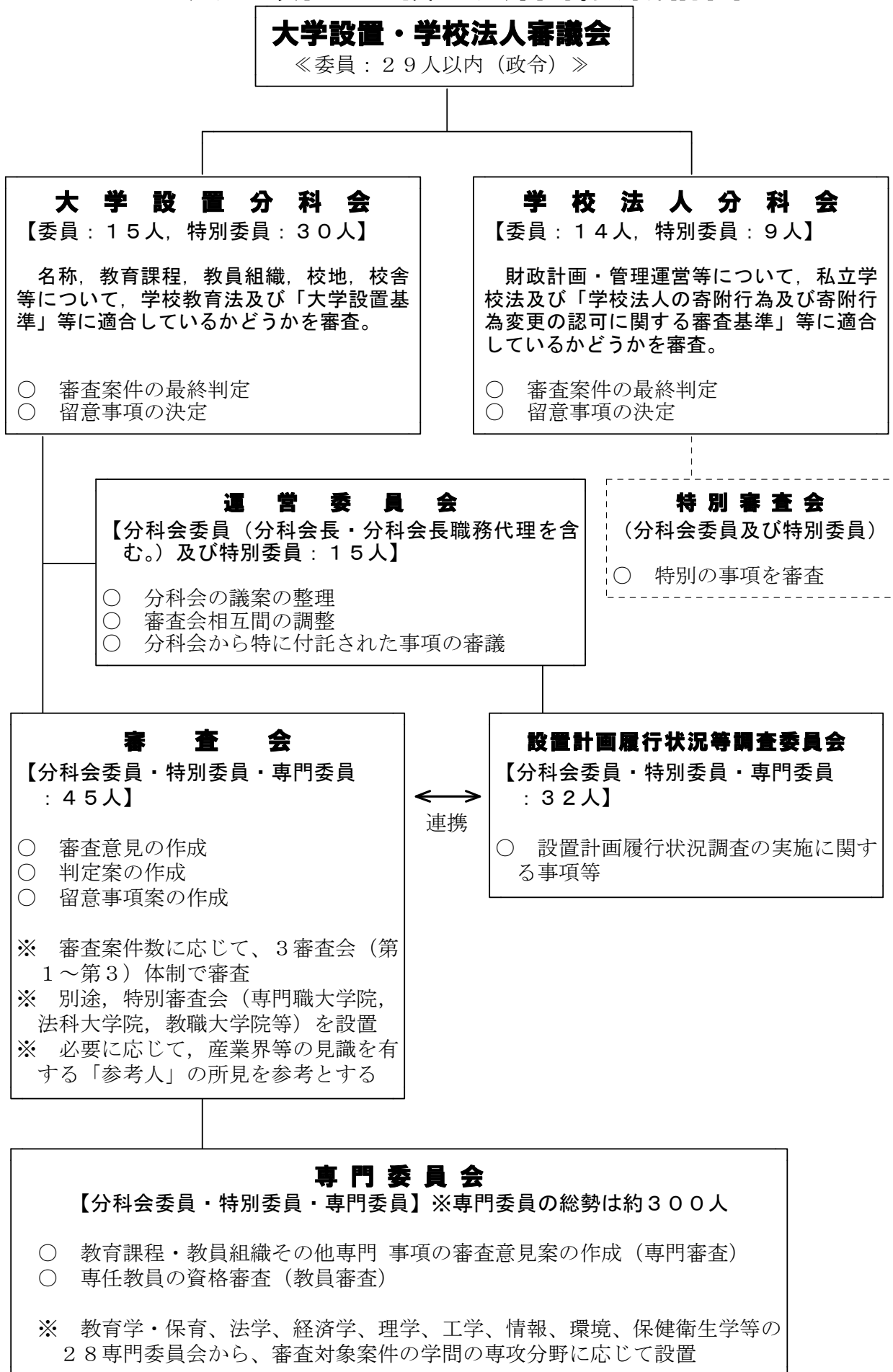
【設置認可までの流れ】（審議会における審査の流れについては別紙「審査スケジュール」参照）

- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等新設：5月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：7ヶ月、学部等新設5ヶ月）
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（10月末頃）

大学を設置するまでの流れ



大学設置・学校法人審議会機構図



大学設置・学校法人審議会委員名簿

任期:平成24年4月1日～平成26年3月31日

(大学設置分科会)

あさだ 浅田	なおき 尚紀	広島市立大学長・理事長
えんどう 遠藤	けいこ 恵子	山形県立米沢女子短期大学長・理事長
おびの 帯野	くみこ 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
かつ 勝	えつこ 悦子	明治大学副学長
こすぎ 小杉	れいこ 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
さいとう 齋藤	やすし 康	千葉大学長
さとう 佐藤	こうき 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
◎ 佐藤	とよし 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・総長
しばさき 柴崎	しんぞう 信三	ジャーナリスト
すずき 鈴木	のりひこ 典比古	公益法人大学基準協会専務理事
とりかい 鳥飼	くみこ 玖美子	立教大学特任教授
はぎもと 萩本	かずお 和男	N T T先端技術総合研究所所長
はった 八田	えいじ 英二	同志社大学長・理事長
○ 羽入	さわこ 佐和子	お茶の水女子大学長
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部長

(学校法人分科会)

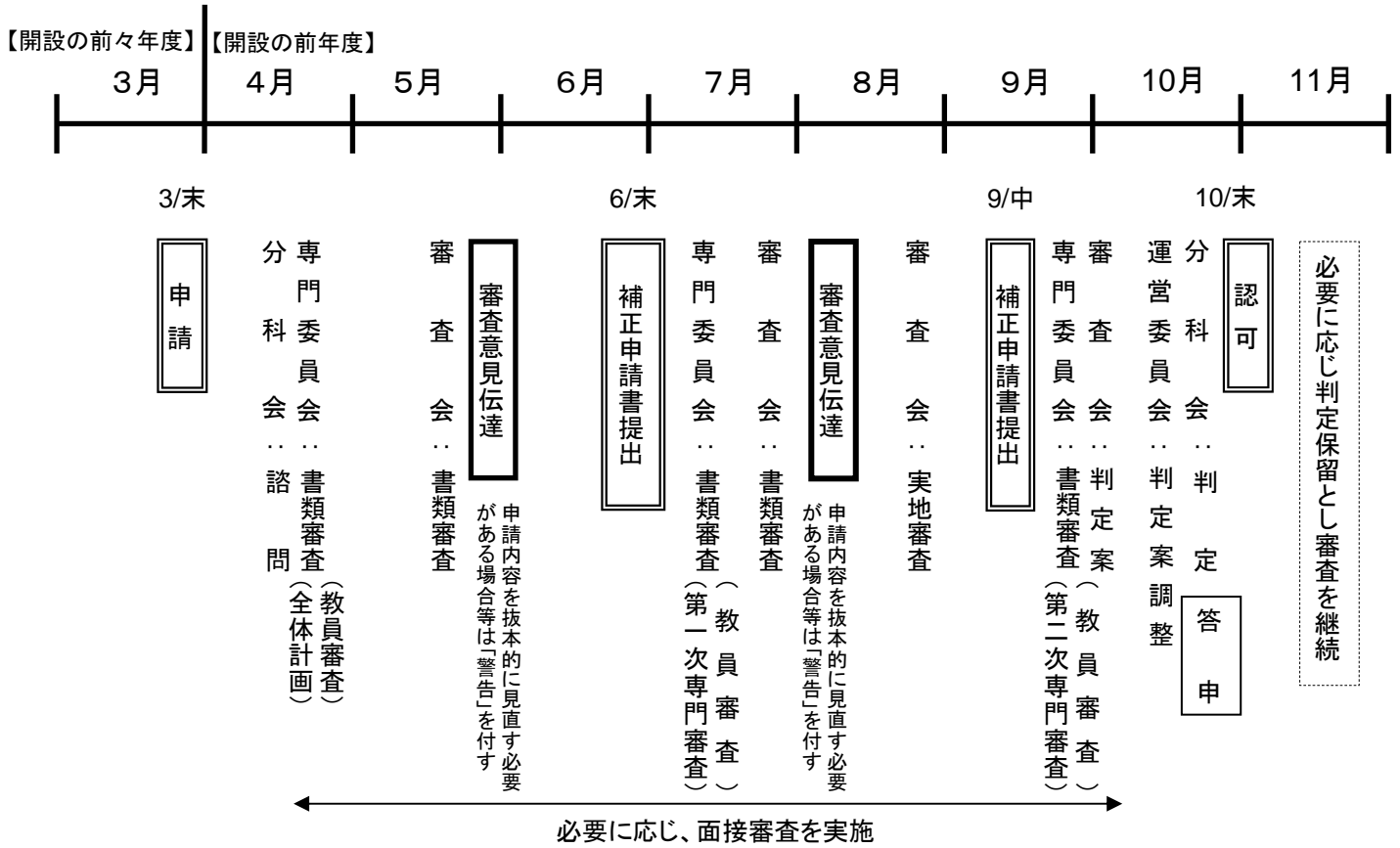
うらの 浦野	みつと 光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
おぎの 荻野	みさこ 美佐子	上智大学総合人間科学部教授
おぼら 小原	よしあき 芳明	学校法人玉川学園理事長・大学長
さかね 坂根	やすひで 康秀	学校法人山内学園理事長・香蘭女子短期大学長
さの 佐野	けいこ 慶子	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
しみず 清水	きとし 敏	学校法人早稲田大学常任理事・副総長
たかやなぎ 高柳	もとあき 元明	学校法人東北薬科大学理事長・大学長
○ 中村	りょういち 量一	学校法人中村学園理事長
◎ 日高	よしひろ 義博	学校法人専修大学理事長・大学長
ふくはら 福原	ただひこ 紀彦	学校法人中央大学理事・総長・大学長
ふくもと 福元	ゆうじ 裕二	学校法人永原学園理事長・大学・短期大学部学長
ふじおか 藤岡	いちろう 一郎	学校法人京都産業大学理事・大学長
ふるさか 古阪	さちよ 幸代	三機工業株式会社ファシリティシステム事業部ワークプレイス戦略部長
もりた 森田	のぶこ 伸子	日本女子大学人間社会学部教授

◎:分科会長、○:分科会長職務代理

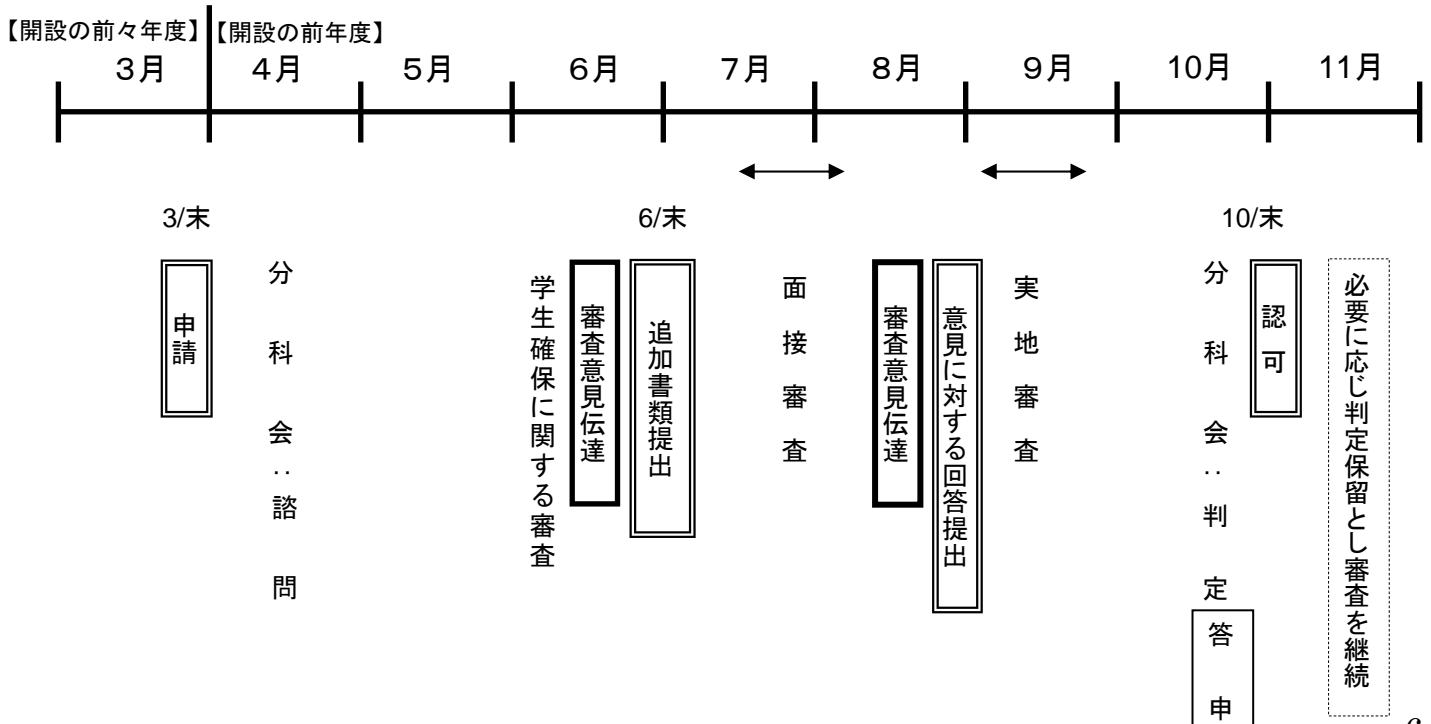
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



現行の審査基準における個別規定の例

1. 大学設置基準（文部省令）等

①専任教員の「専任性」に関する基準

現行規定においては、専任教員は一の大学においてのみ「専任」となる（複数大学でのダブルカウントは不可）ことや、専ら当該大学における教育研究に従事することが定められているが、大学以外の業務との関係や勤務実態に関する基準はない。

また、「教育研究上特に必要があり」、「教育研究の遂行に支障がない」場合には他の業務に従事する者を専任教員とすることができる例外規定が置かれているが、特別の必要性や教育研究上の支障についての具体的な判断基準は存在しない。

<現行規定>

○大学設置基準

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

<準則化前の基準>（平成15年に廃止）

○大学設置審査基準要項細則（大学設置分科会長決定）

三 教員組織について

1 専任教員数の算定（規定が詳細であるため主な内容を抜粋）

（5）次に掲げる者は、基準上、専任教員数に参入しない。

ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りではない。

イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。

ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。

エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められるもの。

オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義あるものとする。

②校地の別地（複数キャンパス）の取扱い

現行規定においては、複数キャンパスを置く場合にはそれぞれに必要な教員を置くことや、必要な施設及び設備を備えることを求めているが、具体的な教員数や施設・設備の内容、校舎面積等についての定めはない。

また、運動場を別地に設ける場合は「適当な位置」に設けると定められているが、適当な位置についての具体的な定めはない。

<現行規定>

○大学設置基準

第七条（略）

2～3（略）

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2～3（略）

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合には、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

<準則化前の基準>（平成15年に廃止）

○大学設置審査基準要項細則（大学設置分科会長決定）

五 校地

3 校舎敷地と運動場

ア 大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道一時間以内であり、かつ、校舎敷地に基準面積の二分の一以上なければならない。

② 二以上の学部（短期大学の場合には学科）がある場合で、それらが二以上の団地に学部単位で分散している場合には、個々の団地が基準面積以上（略）でなければならない。（略）

4 既設の学校の教育条件の確保

カ 大学の場合は、学部ごとに遠距離に分散しても差し支えない。ただし、学部ごとに大学としての教育に差し支えないだけの施設設備及び教員組織が整備されていることを原則とする。

キ 短期大学の学科の場合は、原則として近接地にななければならない。この場合は同一都道府県程度を限度とする。

③校舎等施設の共用に関する基準

現行規定においては、専用の学長室や研究室、教室等を備えるべきことは定められているが、校舎等施設を他の学校等と共用することについては特段の定めは置かれていない。また、学長室等の施設についても、特別の事情があり、教育研究に支障がない場合には専用でなくても良いこととされているが、特別の事情や教育研究上の支障についての具体的な判断基準はない。

<現行規定>

○大学設置基準

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
 - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2～6 （略）

<準則化前の基準>（平成15年に廃止）

○大学設置審査基準要項（大学設置分科会長決定）

五 校舎等施設

- ② 大学と短期大学が同一敷地内にある場合の校舎等施設の共用は教育に支障のない限度において認めることができることとすること。

大学又は短期大学と高校以下の学校との校舎等施設の共用は、管理部門を除き、原則として認めないこととすること。

④大学院大学（独立大学院）の審査基準

現行規定においては、教育研究上特別の必要がある場合に大学院大学を置くことができる」とされているが、特別の必要性についての具体的な基準はない。また、大学院大学の施設等については、「教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有する」とされているが、十分な規模についての具体的な判断基準はなく、また大学設置基準の校地校舎面積基準等の具体的な数量基準は適用されていない。

<現行規定>

○学校教育法

第三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、（中略）学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

○大学院設置基準

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

<準則化前の基準>（平成15年に廃止）

○大学院大学の審査基準について（大学設置分科会長決定）

1 設置構想

（2）学部を置くことなく大学院を置く教育研究上特別の必要性があること。

- ① 当該大学院大学の教育研究の目的・内容の上から、学部を置くことなく大学院を置くことが特に必要であること。
- ② 当該大学院大学の設置が我が国の学術の進展のため積極的な意義を有することが明らかであること。

4 校地・校舎

校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。

2. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(文科省告示)

①校地及び校舎の借用に関する基準

現行規定においては、大学の開設年度（1年分）の經常経費相当額の財源を認可申請時に自己資金で保有することを求めているが、「校地及び校舎が借用の場合」は、大学の開設年度から完成年度まで（4年制大学であれば4年分）の經常経費相当額の財源の保有を求めている。

しかしながら、その場合の明確な規定はない。

<現行規定>

○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

二 経営に必要な財産について

(二) 經常経費の財源は、申請時において開設年度の經常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(四) 校地及び校舎が借用の場合には、第一の二の(二)の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの經常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

②学校法人の役員の資質に関する基準

現行規定においては、学校法人の役員（理事及び監事）の資質に関し、役員_の職責を十分果たすことができる_{と認められること}などを規定しているが、「職責を十分果たすことができる」ことについての具体的な判断基準や方法は示されていない。

<現行規定>

○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

三 役員等について

(一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

<準則化前の基準>（平成15年に廃止）

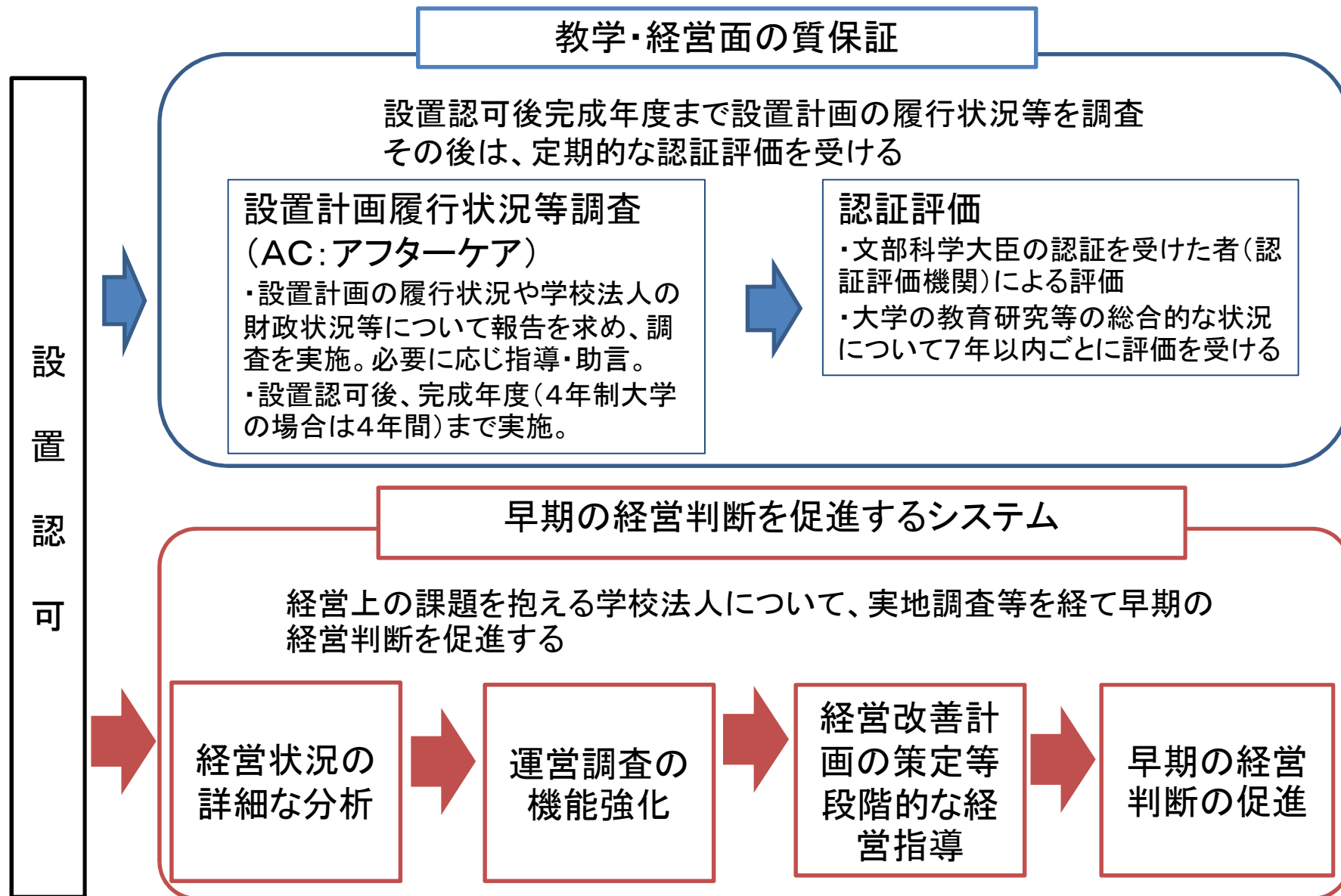
○学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に関する審査基準要項（学校法人分科会長決定）

2 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の設置に係る学校法人の寄附行為を認可する場合

(3) 役員等について

エ 役員は、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分果たし得る者でなければならないこと。

設置認可後の大学の質保証の仕組み



設置計画履行状況等調査 (AC:アフターケア) について

1. 目的

大学等の設置認可後、設置認可時の留意事項(※)への対応状況、学生の入学状況、教員の就任状況及び施設等整備の進捗状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施している。

※ 設置計画を履行する上で、留意すべき事項として大学に伝達するもの

2. 根拠規定

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(抄)

(平成18年3月31日 文部科学省令第12号)

(履行状況についての報告等)

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(抄)

(平成19年3月30日 文部科学省告示第41号)

第6 その他

3 文部科学大臣は、第1から第4までの規定に基づく認可に係る計画及び留意事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施すること。

3. 主な調査内容

- 留意事項への対応状況
- 教員の就任状況
- 授業科目の開設状況
- 入学者の状況
- 施設・設備の整備状況
- 学校法人の経営実態
- 役員や事務組織等の管理運営状況
- 学校法人の資産及び収支の状況

4. 調査の方法・体制

○大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会(教学面)及び学校法人分科会(経営面)において実施。

○各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づく「書面調査」において詳細な調査が必要と判断された場合は、「面接調査」や「実地調査」を実施。

5. 調査結果の公表等

調査の結果、設置計画や留意事項の履行において改善すべき点等があると判断されたものについては、当該内容を大学側に通知するとともに、文部科学省のホームページ等で公表している。

認証評価制度について

平成16年度から、第三者による評価制度として「認証評価制度」が施行。

大学は、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられている。(学校教育法第109条)

1. 目的

評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものであり、大学の教育研究の質の向上を目的とする。

2. 評価の種類と周期

大学の教育・研究、組織・運営及び施設・設備の総合的な状況について、7年以内ごとに評価を実施 (学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条)

3. 評価機関の認証

評価機関は、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであることなど、法に定める一定の基準を満たすことを条件として、文部科学大臣の「認証」を受けることとなる。(学校教育法第110条第2項)

文部科学大臣が評価機関を認証するときには、中央教育審議会へ諮問が必要。

(学校教育法第112条)

4. 大学評価基準

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織

⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条)

5. 評価の方法

認証評価の方法については、①自己点検・評価の結果分析及び②教育研究活動等の状況についての実地調査の実施が全ての認証評価機関に義務付けられている。

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

6. 評価結果の公表等

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。(学校教育法第110条第4項)

「早期の経営判断の促進」について

経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て、早期の経営判断を促進している。

○ 経営状況の詳細な分析

計算書類、経営判断指標等の活用により、学校法人の経営状況の変化を早期に把握している。平成24年度からは精緻化した経営判断指標を用いた経営状況の詳細な分析を行っている。

○ 運営調査の実施

学校法人運営調査制度（注）において、一定数の法人への調査を実施。平成23年度から財務・経営状況の調査に加え、財務・経営の変化が教学にマイナスの影響を及ぼしていないか等について併せて調査する等調査内容の充実を図っている。

○ 経営改善計画の策定等段階的な経営指導

実地調査実施後に必要に応じて経営改善計画の作成を促す等のフォローアップを行っている。その際に私学事業団と連携して経営改善計画の作成を支援している。

○ 早期の経営判断の促進

以上のような対応により、学校法人の自主的な早期の経営判断を促進している。これに資するための参考資料の作成・提供等を行っている。

（注）学校法人運営調査制度

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。（昭和59年度設置）

○ 運営調査事項

- （1）学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- （2）学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- （3）その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 運営調査の方法等

- （1）学校法人ごとに学校法人運営調査委員及び事務官をもって書類審査、実地調査等の方法により実施
- （2）それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査対象法人

平成24年度は35法人程度を対象予定（昨年度は35法人）

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい30人の委員に委嘱

学校法人における財産処分について

- 大学等の設置認可を行うに当たっては、学校法人が設置する私立学校において教育研究上支障がないよう施設等を整備することが要件とされている。
- そのため、設置から完成年度までのアフターケア期間においては、当該設置に係る施設整備の計画等を変更する場合には、あらかじめ文部科学省に事前協議を行うこととされている。
- 一方で、学校法人における重要な財産処分については、私立学校法において、理事会で議決するに当たり、評議員会の意見をあらかじめ聞かなくてはならない事項として規定（加えて、これらの事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとする）されており、学校法人が自主的に管理運営を行うこととされている。
- なお、学校法人が設置する大学等の校地又は校舎に変更があった場合には、文部科学大臣に届け出る必要がある。

◆私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 （略）

三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3～6 （略）

四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二～七（略）

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる。

◆学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）

二条 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

六 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

私立学校法の一部を改正する法律の概要と文科省の対応 (大学等関係部分)

〔平成16年5月12日公布〕

〔平成17年4月1日施行〕

I 改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うこと。

II 改正の概要

1. 学校法人における管理運営機能の強化

(1) 理事制度の改善

- ① 学校法人の業務に関する決定機関として理事会を置く。
- ② 代表権は原則として理事長が有することとし、寄附行為の定めにより他の理事にも代表権を有することができることとする。
- ③ 理事の任期、選任・解任手続等について各学校法人の寄附行為により定めることとする。
- ④ 理事のうち少なくとも1名は、選任の際現に当該学校法人の役員又は職員ではない者を選任することとする。

(2) 監事制度の改善

- ① 監事の職務に監査報告書の作成並びに理事会及び評議員会への提出を加える。
- ② 監事のうち少なくとも1名は、選任の際現に当該学校法人の役員又は職員ではない者を選任することとする。
- ③ 監事は評議員会の同意を経て理事長が選任するとともに、解任手続、任期については各学校法人の寄附行為による定めることとする。
- ④ 監事は、評議員と兼務してはならないこととする。

(3) 評議員会制度の改善

理事長は、毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告することとする。

2. 財務情報等の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧に供することを義務付けることとする。

Ⅲ 文部科学省の対応

1. 私立学校法の改正趣旨等についての周知徹底

- 学校法人の事務局長を対象に毎年度実施している会議、学校法人の監事を対象に毎年度実施している研修会等において周知徹底。
- また、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会による審査やアフターケア調査、学校法人運営調査委員による実地調査などにおいても周知するとともに、改善を要する点があれば指導。

2. 学校法人の財務情報の公開の促進

- 平成17年度から、大学等を設置する学校法人の財務情報の公開状況について毎年度調査し、調査結果を公表。
 - 調査結果では、財務情報を自らのホームページで公開している学校法人の割合は上昇。（平成19年度：64.5% → 平成23年度：95.3%）
- ※ 平成23年度の調査結果は次ページのとおり。

平成23年度
学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注) 本調査において以下のように規定する。

- ① 「財務情報等」とは、平成22年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（それぞれの概要を含む）及び監査報告書をいう。
- ② 「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般（受験生等を含む。）に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物（パンフレット類を含む。）への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1) 調査の状況

- ・ 大学を設置している学校法人（放送大学学園を除く）
（以下「大学法人」） … 547 法人
- ・ 大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下「短大法人等」） … 119 法人
- ・ 合計 … 666 法人

(2) 回答の状況

- ・ 回答した学校法人 … 666 法人（100%）

3 調査の時点

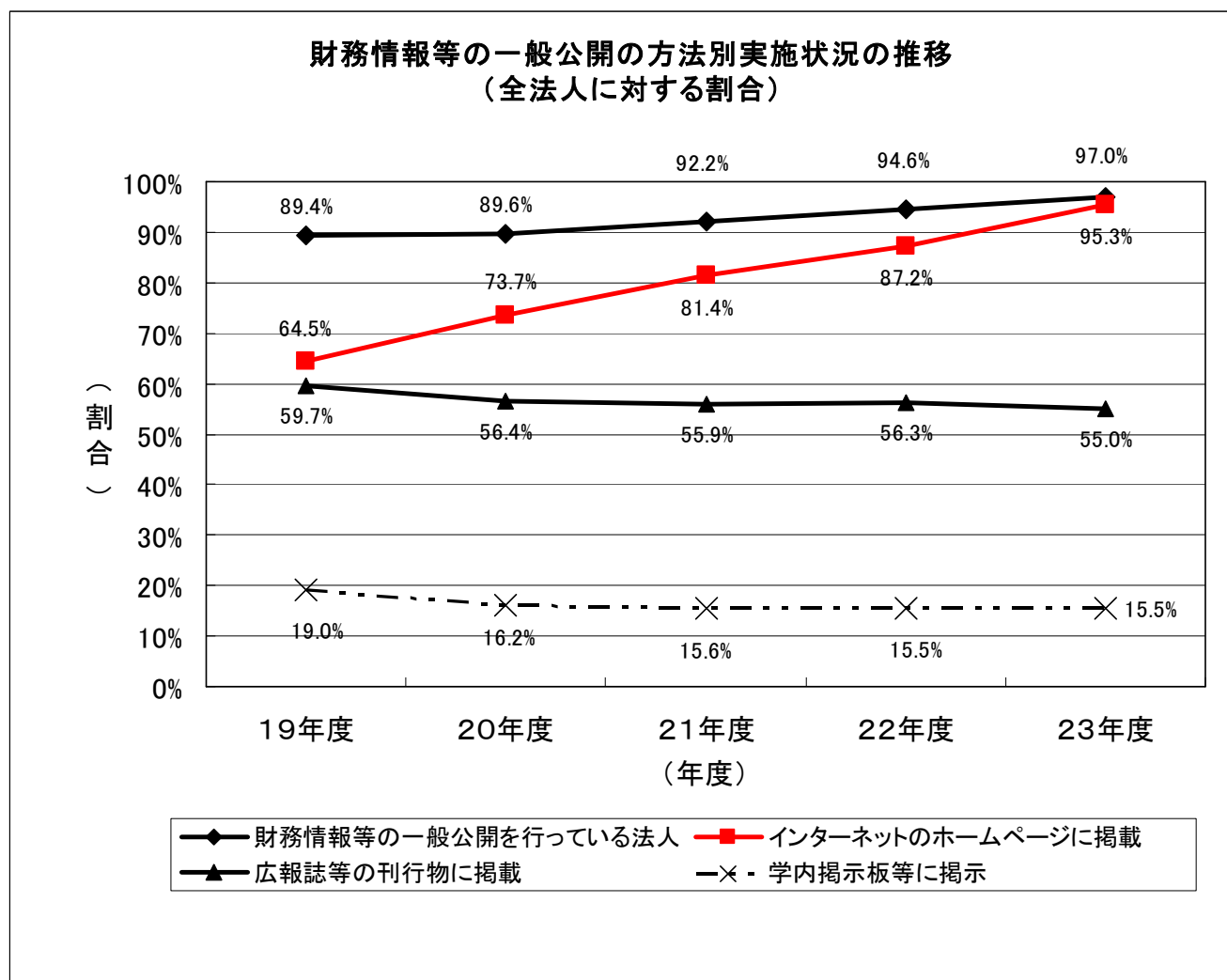
平成23年10月1日現在

【 1 . 財務情報等の一般公開の状況について】

(1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成23年度	547 (100.0%)	119 (100.0%)	666 (100.0%)
	(平成22年度)	(541) (100.0%)	(123) (100.0%)	(664) (100.0%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	527 (96.3%)	108 (90.8%)	635 (95.3%)
	広報誌等の刊行物に掲載	328 (60.0%)	38 (31.9%)	366 (55.0%)
	学内掲示板等に掲示	80 (14.6%)	23 (19.3%)	103 (15.5%)
一般公開を行っている法人		平成23年度 534 (97.6%)	平成23年度 112 (94.1%)	平成23年度 646 (97.0%)
		(平成22年度) (520) (96.1%)	(平成22年度) (108) (87.8%)	(平成22年度) (628) (94.6%)

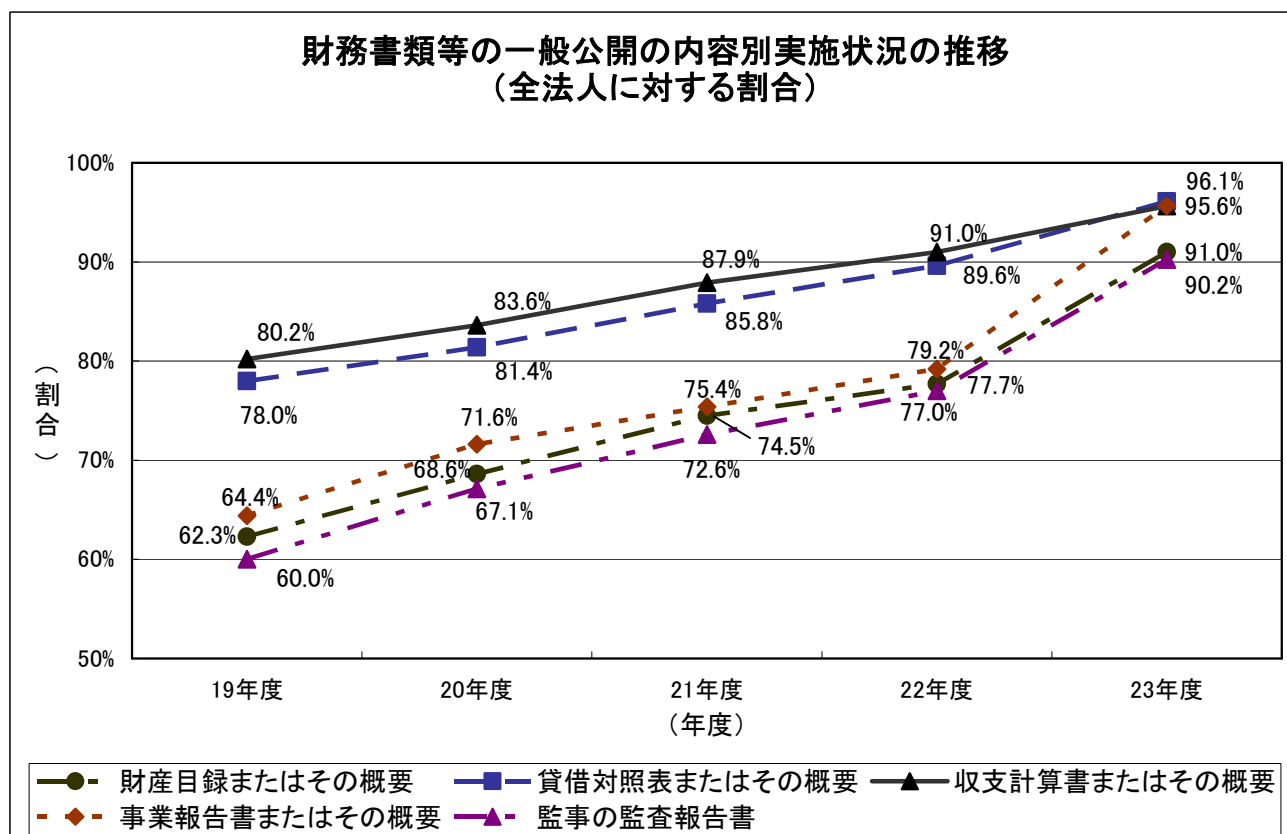
注：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。



(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	547	119	666
財産目録またはその概要	503 (92.0%)	103 (86.6%)	606 (91.0%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	502 (91.8%)	103 (86.6%)	605 (90.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	85 (15.5%)	14 (11.8%)	99 (14.9%)
貸借対照表またはその概要	529 (96.7%)	111 (93.3%)	640 (96.1%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	526 (96.2%)	108 (90.8%)	634 (95.2%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	309 (56.5%)	35 (29.4%)	344 (51.7%)
収支計算書またはその概要	525 (96.0%)	112 (94.1%)	637 (95.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	522 (95.4%)	108 (90.8%)	630 (94.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	299 (54.7%)	35 (29.4%)	334 (50.2%)
事業報告書またはその概要	527 (96.3%)	110 (92.4%)	637 (95.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	524 (95.8%)	107 (89.9%)	631 (94.7%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	319 (58.3%)	35 (29.4%)	354 (53.2%)
監事の監査報告書	500 (91.4%)	101 (84.9%)	601 (90.2%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	497 (90.9%)	100 (84.0%)	597 (89.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	96 (17.6%)	15 (12.6%)	111 (16.7%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。



(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全 法 人 数	平成23年度	547	119	666
	平成22年度	541	123	664
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		475 (86.8%)	78 (65.5%)	553 (83.0%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	414 (76.5%)	61 (49.6%)	475 (71.5%)
		416 (76.1%)	61 (51.3%)	477 (71.6%)
	各科目の平易な説明する資料	361 (66.7%)	45 (36.6%)	406 (61.1%)
		248 (45.3%)	33 (27.7%)	281 (42.2%)
	経年推移の状況が分かる資料	168 (31.1%)	19 (15.4%)	187 (28.2%)
		416 (76.1%)	67 (56.3%)	483 (72.5%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	304 (56.2%)	36 (29.3%)	340 (51.2%)
		344 (62.9%)	52 (43.7%)	396 (59.5%)
	グラフや図表を活用した資料	250 (46.2%)	29 (23.6%)	279 (42.0%)
		315 (57.6%)	44 (37.0%)	359 (53.9%)
	学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	239 (44.2%)	22 (17.9%)	261 (39.3%)
		168 (30.7%)	25 (21.0%)	193 (29.0%)
	81 (15.0%)	8 (6.5%)	89 (13.4%)	

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成23年度の法人数・割合、下段は平成22年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合計
学校法人のホームページに掲載	527	108	635
② 学校法人または大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	489 (92.8%)	38 (35.2%)	527 (83.0%)

注1：例として、トップページまたはトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

【2. 私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容】

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成23年度	547	119	666
	平成22年度	541	123	664
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	529 (96.7%)	114 (95.8%)	643 (96.5%)
		524 (96.9%)	118 (95.9%)	642 (96.7%)
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	493 (90.1%)	103 (86.6%)	596 (89.5%)
		485 (89.6%)	101 (82.1%)	586 (88.3%)
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	467 (85.4%)	102 (85.7%)	569 (85.4%)
		458 (84.7%)	93 (75.6%)	551 (83.0%)
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	373 (68.2%)	90 (75.6%)	463 (69.5%)
		336 (62.1%)	87 (70.7%)	423 (63.7%)
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	525 (96.0%)	110 (92.4%)	635 (95.3%)
		516 (95.4%)	116 (94.3%)	632 (95.2%)
	理事・評議員・監事について	509 (93.1%)	106 (89.1%)	615 (92.3%)
		496 (91.7%)	112 (91.1%)	608 (91.6%)
	教職員について	523 (95.6%)	108 (90.8%)	631 (94.7%)
		505 (93.3%)	112 (91.1%)	617 (92.9%)
	建学の理念・教育目標について	390 (71.3%)	85 (71.4%)	475 (71.3%)
		337 (62.3%)	78 (63.4%)	415 (62.5%)
	法人の沿革について	414 (75.7%)	84 (70.6%)	498 (74.8%)
		376 (69.5%)	75 (61.0%)	451 (67.9%)
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況について	535 (97.8%)	107 (89.9%)	642 (96.4%)
		528 (97.6%)	114 (92.7%)	642 (96.7%)
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況について	284 (51.9%)	60 (50.4%)	344 (51.7%)
		250 (46.2%)	56 (45.5%)	306 (46.1%)
	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて	128 (23.4%)	45 (37.8%)	173 (26.0%)
		67 (12.2%)	13 (10.6%)	80 (12.0%)
	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて	134 (24.5%)	48 (40.3%)	182 (27.3%)
		58 (10.6%)	14 (11.4%)	72 (10.8%)
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて	96 (17.6%)	42 (35.3%)	138 (20.7%)
		27 (4.9%)	8 (6.5%)	35 (5.3%)
	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについて	123 (22.5%)	43 (36.1%)	166 (24.9%)
		40 (7.3%)	7 (5.7%)	47 (7.1%)
	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて	219 (40.0%)	58 (48.7%)	277 (41.6%)
		121 (22.1%)	21 (17.1%)	142 (21.4%)
	卒業者数、修了者数、学位授与数等の状況について	216 (39.5%)	55 (46.2%)	271 (40.7%)
		159 (29.1%)	37 (30.1%)	196 (29.5%)
	卒業・修了後の状況(就職・進学など)について	267 (48.8%)	69 (58.0%)	336 (50.5%)
		206 (37.7%)	50 (40.7%)	256 (38.6%)
今後の課題について	159 (29.1%)	27 (22.7%)	186 (27.9%)	
	158 (28.9%)	33 (26.8%)	191 (28.8%)	

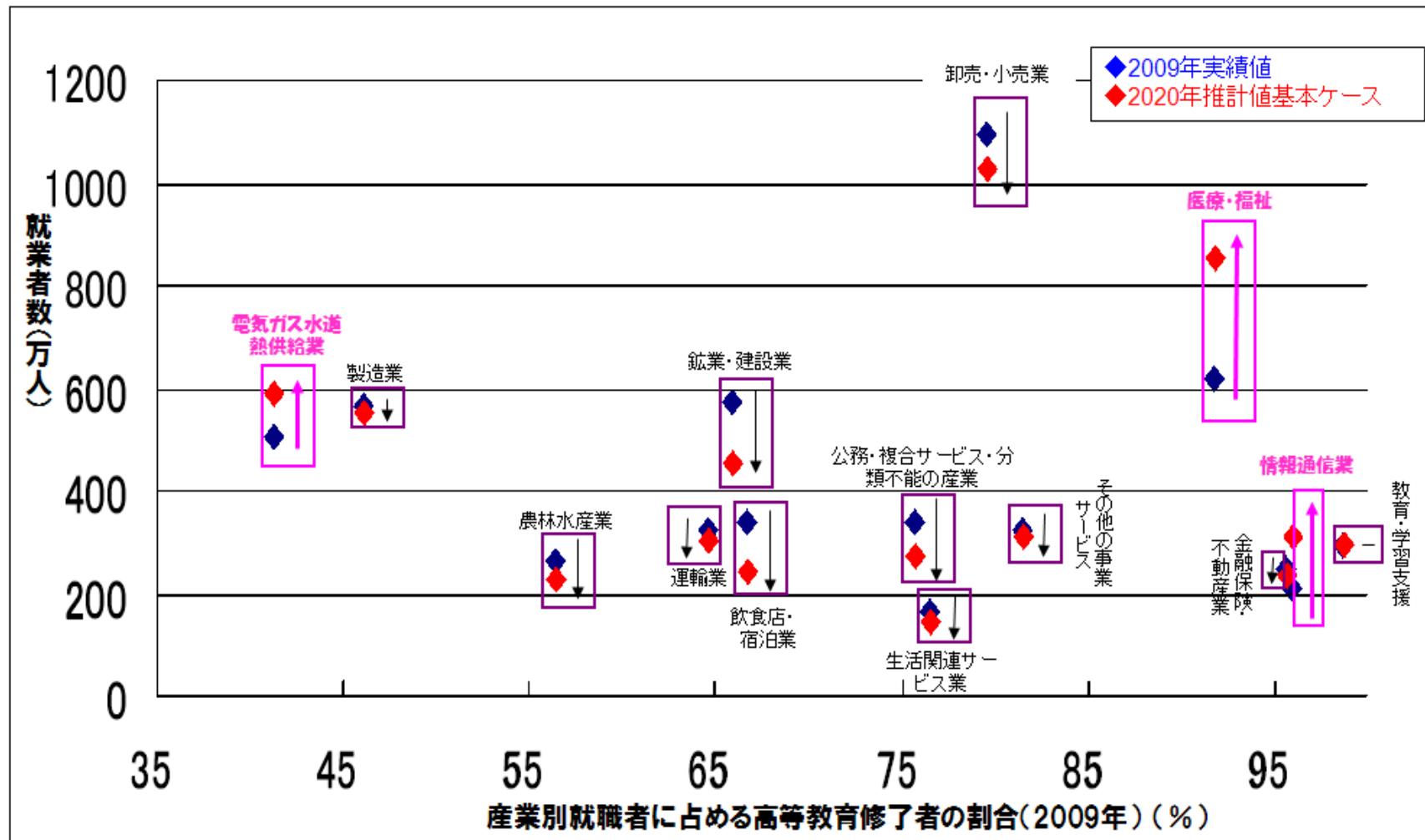
区分		大学法人	短大法人等	合 計
財 務 の 概 要	財務の概要を経年比較した内容について	434 (79.3%)	81 (68.1%)	515 (77.3%)
		383 (70.8%)	81 (65.9%)	464 (69.9%)
	当該年度の決算の概要について	469 (85.7%)	94 (79.0%)	563 (84.5%)
		458 (84.7%)	89 (72.4%)	547 (82.4%)
	主な財務比率について	371 (67.8%)	60 (50.4%)	431 (64.7%)
		322 (59.5%)	55 (44.7%)	377 (56.8%)
	主な施設設備の整備状況について	245 (44.8%)	47 (39.5%)	292 (43.8%)
		222 (41.0%)	42 (34.1%)	264 (39.8%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成23年度の法人数・割合、下段は平成22年度の法人数・割合を示す。

2020年における就業者予測数の増減と高等教育修了者の割合との関係について

○「情報通信業」「医療・福祉」で就業者数が大きく増加するとの予測があり、こうした分野では就職者に占める高等教育修了者(専門学校を含む)の割合が高い。



就業者に占める高等教育修了者の割合は、文部科学省「学校基本調査」(H21)(専門学校についてはH20)
 就業者数は(独)労働政策研究・研修機構「産業別就業者数の将来推計」(H22年12月)より。(2009年実績値は総務省統計局「労働力調査」、
 2020年推計値は、付加価値誘発額から労働力需要を推計したもので、投入係数2005年一定、最終需要財構成2000~2005年トレンド延長のケース。
 調査の実施主体が異なるため、業種は完全には一致しない。

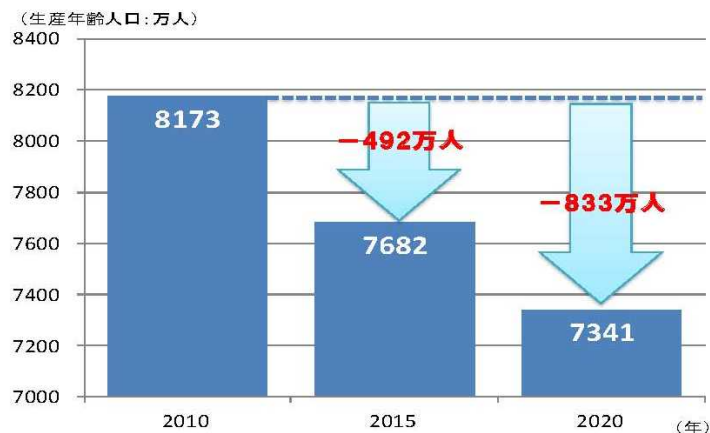
2020年の就業構造の予測について

ケース別の就業者数予測（2010年と2020年の比較）

	空洞化ケース		成長ケース
製造業	-301万人	110万人	-192万人
サービス業等	-174万人	275万人	101万人
雇用の増減	-476万人	385万人	-90万人
失業率	6.1%	-1.5%pt	4.6%

(注) 数値は四捨五入をしているため、合計値が一致しない場合がある。

生産年齢人口の見通し

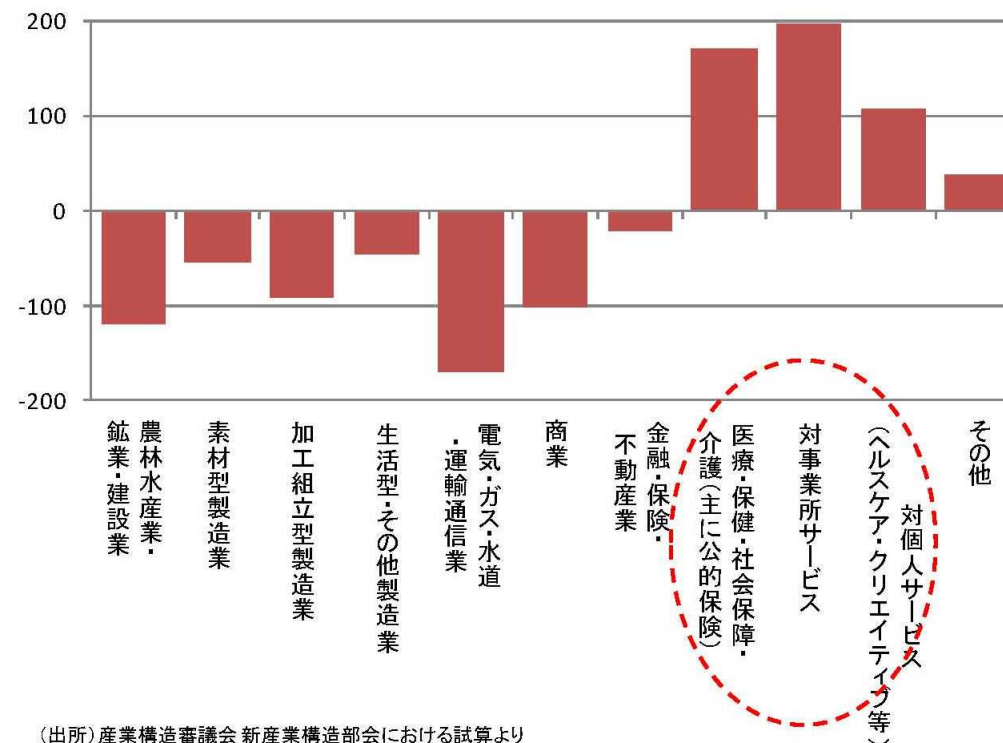


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

(注) 出生中位・死亡中位の値

2010年から2020年にかけての産業別の就業者数の変化

(就業者数の変化: 万人)



(出所) 産業構造審議会 新産業構造部会における試算より

出典: 産業構造審議会新産業構造部会 報告書(素案)「経済社会ビジョン(仮称)～やせ我慢から価値創造の経済社会へ～」